

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除について基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより暴力団の排除の推進を図り、もって本市における安全で安心な市民生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、並びにこれにより市民生活及び市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団を利用しないこと、及び暴力団に対し資金を提供しないことを基本として、安全で安心な市民生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて、市及び市民等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、市民等、他の行政機関その他暴力団員等による不当な行為の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、静岡県に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、市の事務及び事業に関し、暴力団の排除のための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公共工事その他の市の事務及び事業に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該契約の相手方(下請その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。)から暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除すること。
 - (2) 当該契約の相手方が当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、警察への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うこと。
- 3 市は、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を、市が実施する入札に参加させないものとする。

(市民等に対する支援等)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、広報及び啓発を行うものとする。
- 3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第8条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定により設置する学校(幼稚園及び小学校を除く。))をいう。以下同じ。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員

等による犯罪の被害を受けないようにするため、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市内に所在する学校(市が設置するものを除く。)又は前項に規定する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第9条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第10条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。